

消安委第 36 号

平成 28 年 5 月 20 日

内閣府 子ども・子育て本部 参事官(認定こども園対策担当) 殿

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長 殿

スポーツ庁 政策課 学校体育室長 殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長 殿

消費者安全調査委員会

幼稚園等におけるプール活動・水遊びを行う際の安全管理に係る実態調査の結果について（情報提供）

消費者安全調査委員会では、「平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故」に関して調査を行い、平成 26 年 6 月 20 日に報告書を公表するとともに、同日付けで文部科学大臣、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、地方公共団体及び関係団体へ事故の再発防止策を周知徹底することを求める意見を提出しました。

貴府省において、かねてより、プール活動・水遊びを行う際の事故防止に係る注意喚起等の文書発出が行われていること、また当委員会の意見を受けた注意喚起が行われたことを承知しています。

昨年 4 月、当委員会において、関係省庁に対して意見後の状況把握（フォローアップ）を行ったところ、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「現場」といいます。）において十分な取組がなされているかについて、必ずしも十分には関係省庁が把握されていないことが明らかとなりました。

これを受け、当委員会では、本年 4 月から 5 月まで、上記注意喚起等の通知（以下「通知」といいます。）の内容が周知されているか、具体的にどのような取組がなされているか等について、現場の実態を調査（サンプル調査※）しました。

調査結果は別紙のとおりです。

この調査結果について、当委員会は、以下のとおりと考えています。

- (1) 通知の内容が周知されていない（通知が届いていない、通知の内容を確認していない、又は分からない。以下同じ。）現場が回答のあった施設全体の14%程度見られており、周知が徹底されていない。周知を徹底すべきである。
- (2) 通知の内容が周知されている現場（通知を受け取り、内容を確認している施設）であっても、その15%程度（47/319）においては、当委員会意見の内容（①役割分担の明確化、②十分な事前教育、③応急手当等についての教育・訓練、④自発的な安全への取組）の一部しか実施されていないことが明らかになった。当委員会意見の内容が確実に実施されるよう、現場の取組を促すべきである。
- (3) 調査委員会としては、対策が実施されていないところで今回と同様の事故が再び起こることを危惧している。

#### ※サンプル調査の概要

全国の幼稚園 11,674 か所、保育所 23,533 か所及び認定こども園 2,836 か所のうち合計 412 か所に対し、平成 28 年 4 月から 5 月まで、消費者安全調査委員会事務局が電話による聞き取り調査を実施した。

幼稚園 137 か所、保育所 118 か所及び認定こども園 118 か所の合計 373 か所から回答を得られた。

集計に当たっては、少数点以下を四捨五入して算出した。

## 1. 調査結果

	通知の内容を確認している		通知が届いていない、通知の内容を確認していない、分からない		計				
	件数	割合	件数	割合					
幼稚園	115	84%	22	16%	137				
保育所	105	89%	13	11%	118				
認定こども園	99	84%	19	16%	118				
計	319	86%	54	14%	373				
	うち当委員会意見の内容(※)を全て実施している		うち当委員会意見の内容(※)の一部しか実施していない		うち当委員会意見の内容(※)を全て実施している		うち当委員会意見の内容(※)の一部しか実施していない		計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
幼稚園	93	68%	22	16%	9	7%	13	9%	137
保育所	89	75%	16	14%	9	8%	4	3%	118
認定こども園	90	76%	9	8%	16	14%	3	3%	118
計	272	73%	47	13%	34	9%	20	5%	373

## ※消費者安全調査委員会意見の内容

①プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

②事故を未然に防止するため、プール活動に関わる教職員に対して、幼児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

③教職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等についての教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。

④幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、幼児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。

## 2. 幼稚園等の安全管理に係る取組例

### <事前教育の例>

- ・プール時期の前の職員会議で、安全マニュアルを使って勉強会を開催
- ・県等の講習会を受講し、その内容について、講習を受けた職員が他の職員を指導
- ・プール時期は毎週打合せを行い、問題点について職員全員が情報を共有
- ・スイミングスクールのプールを使用していることから、プール活動の時期前に、スイミングスクールと安全に関して打合せを実施
- ・溺れるメカニズムについて勉強することにより、職員の監視能力を向上

### <心肺蘇生を始めとした応急手当等の訓練などの取組の例>

- ・消防署の救急救命士を招いて、講習会を開催
- ・養護教員が他の職員に対して心肺蘇生法等について指導
- ・プール指導員から、溺れた際の救急救命法の講習を受講
- ・いざといったときにすぐに対応できるように、電話のそばの壁に救急対応マニュアル、緊急連絡先を掲示
- ・毎年6月に消防署と連携して、全職員と希望する保護者が参加した研修会を開催

### <自発的な安全への取組の例>

- ・プールカードを園児に持たせており、プール活動がある日は、保護者に自宅での検温、体調についての記載及び検印を義務付け
- ・保護者からのプールカード等による報告に頼るだけでなく、担任が実際に園児の体調を見てプール活動をさせるか決定
- ・毎日、登園後と昼寝の時間後に体温測定を実施
- ・水遊びの際は、低学年からプール(組立式)を使用して、学年が上がるにつれて水位を上昇させ、溺れるリスクを低減
- ・プールを使う度に塩素濃度を測定し、水質管理を徹底
- ・プールサイドで滑って転ぶなどして怪我をしないように、プールの周りを人工芝等で加工